第57号議案

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成17年6月7日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成14年足立区条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成14年足立区告示第49号」を「平成17年足立区告示第166号」に改め、「六町地区地区計画」の次に「(以下「地区計画」という。)」を加える。

第5条中「平成14年足立区告示第49号に定める」を削る。

第7条各号列記以外の部分中「道路境界線」を「道路境界線又は隣地境界線」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 住宅地区 - 3の区域内における建築物で外壁の後退距離の限度に満たない部分の長さ(建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の隣地境界線に面する長さをいう。)の合計が1メートル以内のもの

第7条の次に次の1条を加える。

(建築物の高さの最高限度)

- 第7条の2 住宅地区 3 においては、建築物の高さは7.7メートル 以下、軒の高さは6.3メートル以下でなければならない。
- 2 前項の建築物の高さの算定は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類 する建築物の屋上部分の水平投影面積(建築基準法施行令(昭

和25年政令第338号)第2条第4項に規定する水平投影面積の算定方法による。)の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

(2) 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

第14条第1項第2号中「又は第7条」を「、第7条又は第7条の2」 に改める。

別表中

Г

住宅地区 - 1	計画図4に	10分の20	た
住宅地区 - 2	掲げる数値		ح.

J

Γ

住宅地区 - 1		計画図4に	10分の20	
住宅地区 - 2		掲げる数値		
住宅地区 - 3	次の各号に掲げる		10分の12	
	建築物以外のもの			
	1 住宅又は共同住			
	宅			
	2 住宅又は共同住			
	宅で延べ面積の2			
	分の1以上を居住			に
	の用に供し、かつ、			
	店舗又は倉庫の用			
	途を兼ねるもの			
	3 共同住宅で各住			

戸の床面積が29 ㎡以上のもの(住 戸数が7戸未満の ものを除く。)



J

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

六町地区地区計画の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。